

小中学校の教育現場で働く、教職員の皆様へ

サポート通信 「つなぐ」

編集：福祉部・こども発達相談センター

第2号



令和元年

6月吉日発行

連絡先 23-7534

◆こども発達相談センターによる就学後の支援

こども発達センター（こども発達医療センター、こども発達支援センター）に関わったケースの中で、保護者の了解を得て、切れ目のない支援のために小学校への就学の際に、こども発達相談センターが関わることがあります。

以下のような流れで、ケース対応をしています。



1 ケース把握

- ：受付窓口で、保護者と教育相談日を決定する
- ：医療センター等から依頼のあったケースの情報を入手する

2 「個別の指導計画（原案）」作成

- ：個別検査情報、サポートブック、医師の判断を踏まえ、想定される学校現場の状況を考慮して、原案を作成する

3 保護者との教育相談

- ：教育相談の説明をする
- ：ケースの状況の確認をする
 - ・ケースへの配慮・支援に関する情報を把握
 - ・家庭・園等での状況を聞き取り
 - ・対象児の好きな遊び、好きなことの聞き取り
- ：「個別の指導計画（原案）」の説明と検討をする
 - ・学校現場に対するケース配慮・支援の確認
- ：想定される保護者によるケース支援内容の説明をする
 - ・就学までに、家庭で行える子どもへの配慮
 - ・学校現場における配慮・支援の在り方を説明
 - ・就学後の教育相談担当者の関与に関する説明
- ：個人情報に関する保護者の同意を確認する
 - ・小学校並びに、関係機関への情報提供の確認

4 小学校へ「個別の指導計画（原案）」を提案

- ：学校へ文書を渡しながら説明をする：原則、就学前

5 新年度、就学後における状況把握と支援継続依頼

- ：保護者同意で小学校訪問を行い、状況を把握する
- ：保護者にも、学校での状況を連絡する
- ：状況に応じ、追加の配慮・支援の具体的提案をする

●備考

- 保護者の了解が得られず、就学の際、こども発達医療センターの関与したケースで、こども発達相談センターが関与しないケースがある。
- 保護者がサポートブックを作成する際、こども発達医療センターが支援をする場合がある。
- 必ず、保護者了解の上で、こども発達相談センターは関与し、小学校と連携をしている。

◆教育現場と関わるこども発達相談センターの事業

○保育所等訪問支援事業に同行している

以下、簡単に保育所等訪問支援事業の説明をします。

◆保育所等訪問支援とは何か

- ・児童福祉法に基づくサービスである
 - ・法的根拠として、「児童福祉法第6条の2の2第5項」がある
- 保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を行うことをいう。

- ・保育等の中に、小学校も入っている
- ・保護者が申請者となる（施設側ではない）
- ・保護者への丁寧な報告が必要になる
- ・結果的に、訪問を受ける施設側の専門性が高まる

※左記の「こども発達相談センターによる就学後の支援」も、この保育所等訪問支援の方針に沿って実施している。

○地域啓発セミナーの開催をしている

下記のような事業企画をしています。

こども発達相談センター主催

第1回「地域啓発セミナー」のご案内

内容 「保護者と共に作成するサポートブックについて」

日時 令和元年7月5日(金)

17時30分～19:30

会場 こども発達センター体育館棟 研修室

対象者 小学校1年生の学級担任

特別支援教育コーディネーター

備考 申し込み、駐車場については、別紙で各学校へ送付済



○学校からの訪問要請に対応している

保護者の了解なしに、個の対応についての訪問要請については、「原則、保護者了解」に反するので、対応できかねます。しかし、下記の内容については、時間調整等が可能ならば、お受けしています。

- ・各学校で開催の現職教育研修会で、一般的なケース対応の実例紹介 等
 - ：ケース会議
 - ：学年会
- ・保護者を対象としたセミナー
 - ：小学校卒業後に関する情報提供
 - ：家庭での養育について 等